

出雲市農業委員会（第2期）第24回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和4年(2022)7月25日(月) 午後1時27分から午後2時40分

2 場所 出雲市役所 3階 庁議室

3 出席委員(23名)

大梶 泰男	松本 尚幸	原 孝治	河原 基	岡田 征記
落合 光啓	佐野 芳夫	松井 幸男	岡 正	水 壯
石飛 忠宏	渡部 靖司	上野 正夫	天野 明浩	塩野 一男
板垣 房雄	今岡 充	持田 守夫	江角 昭夫	伊藤 美樹
青木 敏男	若槻 博美	遊木 龍治		

4 欠席委員(1名)

石飛 政樹

5 提出議題

(1) 報告事項

報第77号 会長専決処分の報告

報第78号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第79号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2) 議案審議

議第160号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第161号 農地法第3条の規定による許可の決定について

議第162号 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について

議第163号 農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について

議第164号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第165号 非農地証明について

議第166号 農地法第3条第2項第5号による別段面積について

(農地法施行規則第17条第2項)

議第167号 相続税の納税猶予の適格者証明申請の決定について

会長あいさつ

6 議事

会長が議長を務め、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。
署名委員に議席番号4番の原孝治委員と5番河原基委員を指名する。

議長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。
報告事項、報第77号会長専決処分の報告、報第78号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第79号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを一括して報告します。
報第77号会長専決処分について、報告いたします。第23回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条1件、第5条1件については、島根県農業会議第76回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、農地法第4条1件、第5条1件を、常設審議委員会における決定日の7月11日付けで許可決定しております。以上、報告いたします。

議長 続いて、報第78号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

和泉主事 それでは、報第78号について、説明します。報告事項の1ページをご覧ください。農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。

今月は受付番号48番から50番の3件の通知がありました。内訳としては中間管理事業への移行が1件、担い手による農地集積のためが2件となっています。農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。以上報告いたします。

議長 続いて、報第79号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

和泉主事 それでは、報第79号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明いたします。第24回総会報告事項の2ページから10ページをご覧ください。

ください。農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。この届出の先月受付分は、受付番号59番から78番までの20件でした。権利の取得事由は、20件全てが「相続」によるものでした。市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。受付番号63番、64番は、関連する届出です。受付番号62番について、備考欄に持分2分の1、67番についても持分16分の1と書いてありますが、これはそれぞれ元々2分の1、16分の1の持分であった農地を相続されました。受付番号71番、76番については、あっせん希望がありましたので、担当農業委員さんに相談をしています。受付番号70番は当初あっせんを希望されていましたが、その後取りやめられましたので、あっせん希望はありません。なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、7月12日付けで通知を出しております。以上、報告いたします。

議 長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問はございますか。

議 長 質問は無いものと認めます。

議 長 続いて、議案の審議を行います。それでは、議第160号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。農業振興課河井係長から内容について、説明をお願いします。

河井係長 議第160号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会でのご判断をお願いいたします。

それでは、7月29日公告予定の集積計画の概要をご説明いたします。お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。まず、賃借権の設定です。2ページ上の利用権設定合計の賃借権の行をご覧ください。設定合計は、28筆、27,474㎡、うち新規の設定が19筆、21,043㎡、再設定が9筆、6,431㎡です。この内訳については2ページの別表①の総計欄の一番下、合計をご覧ください。相対分合計が、2筆、1,288㎡

中間管理事業分合計が、26筆、26, 186㎡、うち中間管理事業一括方式分が16筆、11, 695㎡となっております。続きまして、使用貸借権の設定です。2ページ上の利用権設定合計の使用貸借権の行をご覧ください。設定合計は、41筆、54, 482㎡、うち新規の設定が25筆、25, 120㎡、再設定が16筆、29, 362㎡です。この内訳については3ページの別表②の総計欄の一番下、合計ご覧ください。相対分合計が、22筆、20, 109㎡、中間管理事業分合計が、19筆、34, 373㎡、うち中間管理事業一括方式分が1筆、735㎡となっております。今月のすべての利用権設定の合計は、2ページ上の利用権設定合計の総計欄の一番下、合計をご覧ください。69筆、81, 956㎡です。その他詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。なお、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。14ページの「農用地利用集積計画所有権移転」及び15ページの「所有権移転総括表」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第5条第3項の規定により、県が指定する農地中間管理機構である「公益財団法人しまね農業振興公社」は、農地を出し手農家から買い入れ、中間保有した後、担い手である受け手農家へ売り渡します。この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。今月の所有権移転の合計は、4筆、4, 582㎡です。以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者及び利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。また、前回までの総会で決定いただきました、農地中間管理事業の集積計画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。説明は、以上でございます。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第160号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第160号を承認いたします。

議 長 次に、議第161号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定につ

いて、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

和泉主事

それでは、議第161号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、ご説明いたします。第24回総会議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が9件ありました。個別の事案についてご説明いたします。2ページをご覧ください。受付番号20番と21番は譲受人が同じですのであわせて説明します。譲渡人は、いずれも規模縮小のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が水稻を栽培される計画です。つづいて受付番号22番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が水稻を栽培される計画です。つづいて受付番号23番について説明します。譲渡人は、市内遠隔地在住による耕作不便のため、隣接農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が隣接する自己所有地と一体的に水稻および野菜等を栽培される計画です。つづいて受付番号24番について説明します。譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、親戚である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が柿やみかんを栽培される計画です。つづいて受付番号25番と26番は譲渡人が同じですのであわせて説明します。譲渡人は、後継者が市内遠隔地在住により耕作不便のため、いずれも近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がいずれも野菜を栽培される計画です。つづいて受付番号27番について説明します。こちらは共有持分の移転です。3人の共有名義の土地で、令和4年2月に別段面積の適用により農地法第3条で当該農地を取得されましたが、そのうち1人が死亡し、相続された方は県外在住による耕作不便のため、以前から申請地を管理していた譲受人に持分をまとめるものです。ただし、残りの1人が行方不明のため、最終的には2人の持分になります。持分移転後は譲受人が梅、柿などの果樹を栽培される計画です。つづいて受付番号28番について説明します。譲渡人は、相手方の要望のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜等を栽培される計画です。以上、受付番号20番から28番については、4ページから5ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長

それでは、議題となっています議第161号のうち、1件が農業委員関与案件となります。そのうち、17番板垣房雄委員の関与案件が、3ページの受付番号26番の1件、となります。それでは、17番板垣房雄委員の関与

案件1件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、17番板垣房雄委員が除斥となります。

議 長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第161号のうち17番板垣房雄委員の関与案件1件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、17番板垣房雄委員の関与案件1件を承認します。ここで板垣委員の除斥を解除いたします。

議 長 続きまして、議第161号のうち、先ほどの先議案件1件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

今岡委員 議席番号18番の今岡です。記載に誤りがないかの確認ですが、受付番号23番について、譲渡人の譲渡理由が市内遠隔地に在住となっていますが、土地の所在地と譲渡人の住所が同じ町になっているのに対し、譲受人の住所が少し離れた住所となっていますので、確認をお願いします。

和泉主事 誤りはありません。

河原委員 議席番号5番の河原です。譲受人の居住地は所在地から少し離れていますが、当該地の出身者で、従前から所在地近辺の農地を耕作しているため、許可相当と考えます。

議 長 よろしいですか。

今岡委員 わかりました。

議 長 他に質問はありませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第161号のうち、先議案件1件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第161号のうち、先議案件1件を除くすべての案件について承認します。

議 長 次に、議第162号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

後藤主事 それでは、議第162号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、ご説明いたします。第24回総会議案の1ページをご覧ください。今月は、5件の申請がありました。議案書は6ページ、参考資料は1ページから10ページをご覧ください。議案書欄外左に丸印をつけている2件について、8月に開催予定の第75回常設審議委員会に諮問する予定です。受付番号16番の農地については、今年の4月に現所有者が3条許可の上農地を取得しています。しかし、農地利用が困難であることがわかり農業用施設として利用する計画に変更をしたものです。計画を変更した理由書の提出を受けています。なお、この農地は平成元年に農用地区域からの除外決定を受けている土地であるため第1種農地として常設審議委員会に諮問を行います。なお、説明案件はありません。以上、受付番号13番から17番については、農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 説明のあった案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第162号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第162号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

議 長 次に、議第163号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び関連がございますので、議第164号農地転用事業計画変更申請決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

吉川主任 議第163号について、ご説明いたします。はじめに受付番号58番につ

いては、本日付で許可申請の取り下げ願いが提出されましたので、資料の修正をお願いします。修正箇所については、議案書1ページの農地法第5条の欄の駐車場・資材置き場の件数が、1件減ります。面積が36㎡減ります。合計件数、面積も削減してください。議案書8ページをご覧ください。受付番号58番が欠番になります。また、参考資料の27ページ及び28ページを削除願います。

改めまして、議第163号について、ご説明いたします。第24回総会議案書は7ページから10ページ、説明資料は1ページから7ページ、参考資料は11ページから54ページをご覧ください。今月は所有権の移転が19件、賃貸借権の設定が4件の合計23件の申請がありました。議案書欄外左に丸印をつけている1件について、8月に開催予定の第77回常設審議委員会に諮問する予定です。それでは、個別の案件についてご説明いたします。議案書8ページの受付番号61番です。説明資料は1ページから3ページをご覧ください。転用場所は多伎町小田です。案内図は2ページです。

田2筆です。転用目的は、自動車整備工場及び事務所、駐車場です。面積は転用面積が1,280㎡、所要面積が1,336㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で自動車整備業を営む個人です。この度、現在借りている工場の契約期間満了に伴い、自宅に近く、利便性の高い申請地を取得して自動車整備工場及び事務所、駐車場を整備し、自身で利用する計画です。資金計画は、所要資金額1,900万円で、これに対する資金調達は全額借入金の計画であり、証明を確認しています。議案書10ページの受付番号72番です。説明資料は4ページから7ページをご覧ください。転用場所は野石谷町です。案内図は5ページです。

田5筆、畑4筆です。転用目的は、農業用施設です。面積は転用面積・所要面積ともに1,692㎡です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2項但し書きの「農振の農用地利用計画において指定された目的である『農業用施設』での利用」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内の柿生産法人です。この度、柿の生産面積拡大に伴い、法人代表者が所有する申請地を賃借し、選果施設等の建設及び既存施設の移転等を行う計画です。資金計画については、所要資金額2,515万7千円で、これに対する資金調達は補助金及び借入金、自己資金の計画であり、証明を確認しています。なお、今回の申請のうち、今年度に農地法第5条の規定によ

る許可申請の取下願が提出された案件が2件ございます。議案書8ページ受付番号57番です。参考資料は25ページ、26ページをご覧ください。本案件は、令和4年6月24日付けで事業計画者の見直しを理由として取下げ願が提出され、これを受理したものです。同じく、議案書8ページの受付番号62番です。参考資料は33ページ、34ページをご覧ください。本案件は、令和4年7月4日付けで工事完了予定日の見直しを理由として取下げ願が提出され、これを受理したものです。

つづいて、議第164号について、ご説明いたします。総会議案書は11ページ、説明資料は4ページから10ページ、参考資料は25ページ、26ページと55ページから58ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が1件、賃貸借権の設定が1件、権利の移転設定を伴わない変更が3件の合計5件の申請がありました。それでは、個別の案件についてご説明いたします。議案書11ページの受付番号13番です。説明資料は8ページから10ページをご覧ください。転用場所は武志町です。案内図は9ページです。■

■田2筆です。転用目的は、建売分譲です。面積は転用面積・所要面積ともに2,386㎡です。都市計画区域区分は、その他の区域です。農地区分は、第2種農地です。土地利用計画との調整は、令和3年度に農用地区域からの除外決定済みです。許可該当条項は、農地法施行規則第45条第2号の「公共500」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で不動産業を営む法人です。当初は申請地を8区画に分割し、住宅8棟を建築する計画でしたが、計画者の都合により7区画に分割し、住宅7棟を建築する計画に変更するものです。資金計画は、所要資金額1億3000万円で、これに対する資金調達は借入金の計画であり、証明を確認しています。その他の案件については、受付番号15番と16番は、権利の移転・設定を伴わない変更です。また、受付番号14番は、農地法第5条の57番とセットになっており、受付番号17番は、農地法第5条の72番とセットになっていますので、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。以上、議第163の23件及び議第164号の5件については、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

持田委員 議席番号19番の持田です。聞き漏らしかもしれませんが、受付番号62番も変更という説明でしたか。

吉川主任 受付番号62番については、令和4年7月4日付で工事完了予定日の変更を理由として、取下願が提出されており、これを受理しています。

持田委員 その後に新たに申請が出てきたということでしょうか。

吉川主任 この件については、先般総会でご審議いただき、許可相当と決定いただきましたが、開発行為許可が必要な案件であったため、その許可をもって、許可決定とする予定でした。しかし、開発行為許可がおりないうちに完了予定日を経過してしまったために、改めて申請されたもので、内容の変更はなく完了予定日のみを変更するものです。

持田委員 わかりました。

議 長 他には、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見はないものようですので、議第163号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第164号農地転用事業計画変更申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第163号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。また、議第164号を決定いたします。

議 長 次に、議第165号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

高木行政専門員 それでは議第165号、非農地証明の申請について説明します。議案書の12ページ及び説明資料11ページから18ページをご覧ください。今月は3件の申請がありました。受付番号16番について説明いたします。申請地については議案12ページに載せております。また説明資料の11ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料12ページの現況写真をご確認ください。申請地には、現在建物が建っておりますが、農地法施行前の昭和27年以前から建物が建っていることが書類では確認はできませんでした。そこで国土地理院地図航空写真サービスにて、昭和22年撮影の航空写真を確認したところ、申請地と同じ場所に建物があることが確認できました。現地確認は7月月7

日に伊藤農業委員、渡部推進委員、事務局職員で行っています。よって本案件は、非農地基準の「農地法が施工された日(昭和27年10月21日)以前に非農地であった土地」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。

次に、受付番号17番について説明いたします。申請地については議案12ページに載せております。また説明資料の13ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料14ページの現況写真をご確認ください。申請地は、何十年も耕作されず、樹木が生い茂って、山林の状態となっています。現地確認は7月7日に板垣農業委員、岩崎推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号18番について説明いたします。申請地については議案12ページに載せております。また説明資料の15ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料16ページの現況写真をご確認ください。申請地は、40年以上耕作されず、樹木が生い茂って、山林の状態となっています。現地確認は7月11日に持田農業委員、石飛推進委員、事務局職員で行っています。17番、18番の申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議長 担当農業委員さん補足説明はありますか。伊藤委員さん補足はございますか。

伊藤委員 議席番号21番の伊藤です。当該案件については、7月7日に渡部推進委員と事務局職員と現地確認を行いました。家が建っているのを確認いたしました。航空写真を確認しまして、農地法施行以前に建物が建っているのを確認いたしました。

議長 ありがとうございます。板垣農業委員さん。

板垣委員 議席番号17番の板垣です。先ほど事務局から説明していただいたとおりですので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。持田農業委員さん。

持田農業委員 議席番号19番持田です。私の方も事務局から説明があったとおり確認いたしましたので、報告いたします。

議 長 担当農業委員及び事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第165号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第165号を承認いたします。

議 長 次に、議第166号農地法第3条第2項第5号による別段面積について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

和泉主事 それでは、議第166号 農地法第3条第2項第5号による別段面積について、ご説明いたします。議案の13ページから23ページをご覧ください。

出雲市農業委員会では、特定の農地について、別段面積の適用について審議し、一筆ごとに下限面積を設定できるようになっております。これは、農家の高齢化、後継者がいない、所有者が遠隔地にいるなどの理由により、耕作が困難で将来的にも耕作されないと見込まれる農地について、「非農家の方が耕作したい」という場合に、筆ごとに指定し、別段面積を10アール以下に設定するものです。

今回は、30件、46筆の農地について、土地所有者から適用希望の申出がありました。申出地につきましては、事前に該当地区の農業委員及び農地利用最適化推進員と事務局職員で現地の状況を確認しております。個別の事案について説明いたします。説明資料の19ページから80ページをご覧ください。

受付番号1番は、上塩冶町の土地1筆です。土地所有者は、就労による労力不足のため、隣接の宅地購入者から取得希望が出ております。現地確認については、6月7日に遊木農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、柿や季節野菜を栽培される計画です。

受付番号2番は、塩冶町の土地1筆です。土地所有者は、労力不足のため、隣接の宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、6月7日に遊木農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いま

した。取得後は、野菜を栽培される計画です。

受付番号3番は、高松町の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、隣接の宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、6月28日に天野農業委員及び農地利用最適化推進委員5名と事務局職員で行いました。取得後は、季節野菜を栽培される計画です。

受付番号4番は、高松町の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、隣接の宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、6月28日に天野農業委員及び農地利用最適化推進委員5名と事務局職員で行いました。取得後は、季節野菜を栽培される計画です。

受付番号5番は、白枝町の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、土地所有者の弟である隣接農地の耕作者から取得希望が出ております。現地確認については、6月28日に天野農業委員及び農地利用最適化推進委員5名と事務局職員で行いました。取得後は、畑にして隣接する自己所有地と一体的にナスやキュウリなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号6番は、浜町の土地2筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、土地所有者の親戚から取得希望が出ております。現地確認については、6月28日に天野農業委員及び農地利用最適化推進委員5名と事務局職員で行いました。取得後は、自らが経営する料理店で使用する季節野菜を栽培される計画です。

受付番号7番は、浜町の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、隣接の宅地購入者から取得希望が出ております。現地確認については、6月28日に天野農業委員及び農地利用最適化推進委員5名と事務局職員で行いました。取得後は、花卉を栽培される計画です。

受付番号8番は、矢尾町の土地4筆です。土地所有者は、市内遠隔地在住による耕作不便のため、近隣の宅地購入者から取得希望が出ております。現地確認については、6月3日に農地利用最適化推進委員1名と事務局職員、6月8日に若槻農業委員と事務局職員で行いました。取得後は、季節野菜を栽培される計画です。

受付番号9番は、矢尾町の土地1筆です。土地所有者は、進入路が狭いことによる耕作不便のため、近隣の宅地購入者から取得希望が出ております。現地確認については、6月3日に松井農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、季節野菜を栽培される計画です。

受付番号10番は、上島町の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、従来から申出地を管理している近隣の宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、6月7日に遊木農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、ナスや

キュウリなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号11番は、上島町の土地1筆です。土地所有者は、宅地に挟まれていることによる耕作不便のため、隣接の宅地所有者から取得希望が出ております。現地確認については、6月7日に遊木農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、隣接する自己所有地と一体的に耕作される計画です。

受付番号12番は、知井宮町の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、近隣の宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、6月8日に原農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、ナスやキュウリ、トマトなどの季節野菜を栽培される計画です。

受付番号13番は、荒茅町の土地2筆です。土地所有者は、市外在住による耕作不便のため、隣接の宅地購入者から取得希望が出ております。現地確認については、5月18日に松本農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、果樹や季節野菜を栽培される計画です。

受付番号14番は、荒茅町の土地2筆です。土地所有者は、市外在住による耕作不便のため、近隣にある事務所の事業者から取得希望が出ております。現地確認については、5月18日に松本農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、果樹や季節野菜を栽培される計画です。

受付番号15番は、灘分町の土地3筆です。土地所有者は、市外在住による耕作不便のため、近隣の宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、5月26日に渡部農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、季節野菜を栽培される計画です。

受付番号16番は、野石谷町の土地2筆です。土地所有者は、労力不足のため、近隣農地の耕作者から取得希望が出ております。現地確認については、6月1日に河原農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、牧草を栽培される計画です。

受付番号17番は、小津町の土地1筆です。土地所有者は、労力不足のため、近隣の宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、5月26日に水農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、栗や梅などの果樹を栽培される計画です。

受付番号18番は、佐田町大呂の土地1筆です。土地所有者は、自宅から通にくいことによる耕作不便のため、従来から申出地を耕作している近隣の宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、5月31

日に板垣農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、ナスやキュウリなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号19番は、多伎町小田の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、近隣の宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、6月1日に持田農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、大根や白菜、果樹などを栽培される計画です。

受付番号20番は、湖陵町三部の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、隣接の宅地購入者から取得希望が出ております。現地確認については、6月7日に石飛忠宏農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、季節野菜を栽培される計画です。

受付番号21番は、湖陵町二部の土地4筆です。土地所有者は、市内遠隔地在住による耕作不便のため、隣接の宅地購入者から取得希望が出ております。現地確認については、6月7日に石飛忠宏農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後はいちじくや野菜を栽培される計画です。

受付番号22番は、湖陵町板津の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作のため、隣接の宅地購入者から取得希望が出ております。現地確認については、6月7日に石飛忠宏農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は玉ねぎなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号23番は、大社町菱根の土地3筆です。土地所有者は、車の進入路がないことによる耕作不便のため、近隣の宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、6月2日に大梶農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、きゅうりやトマトなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号24番は、斐川町学頭の土地2筆です。土地所有者は、体調不良による労力不足のため、隣接の宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、6月6日に伊藤農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜を栽培される計画です。

受付番号25番は、斐川町出西の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、近隣の宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、6月13日に岡田農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、白菜や大根などの野菜を栽培される計画です。

受付番号26番は、斐川町神氷の土地1筆です。土地所有者は、労力不足のため、隣接の宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、6月13日に岡田農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜を栽培される計画です。

受付番号27番は、斐川町上直江の土地2筆です。土地所有者は、進入路が狭いことによる耕作不便のため、近隣の宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、6月3日に青木農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、引き続き、隣接する自己所有地と一体的に水稻を栽培される計画です。

受付番号28番は、斐川町原鹿の土地1筆です。相続財産管理人は、相続人不在のため、隣接農地の耕作者から取得希望が出ております。現地確認については、5月27日に佐野農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、キャベツや大根などの露地野菜を栽培される計画です。

受付番号29番は、斐川町三分市の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、所有者の同居家族から取得希望が出ております。現地確認については、5月25日に江角農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜を栽培される計画です。

受付番号30番は、斐川町三分市の土地1筆です。土地所有者は、宅地に隣接していることによる耕作不便のため、従来から申出地を耕作している隣接の宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、5月25日に江角農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜を栽培される計画です。

個別事案の説明は以上になります。委員のみなさまにおかれましては、お忙しい中、現地確認にご協力いただきありがとうございます。ありがとうございました。

ここで、令和4年1月総会で今岡農業委員から農地法施行規則第17条第2項の告示について質問があった件について報告します。質問の内容は、農地法施行規則第17条第2項の適用について、告示文を見ると、面積が1アールに満たないものは別段の面積を「当該地の面積」としてあり、1アール以上のものは「1アール」としてあるが、別段面積は1アールに定めたのちにそれに満たないものはまたさらにそれ以下に定める必要があるのか、そうでなければすべての別段面積を「当該地の面積」にするのはどうかという内容でした。別段面積を1アールに定めていた考え方については令和4年2月25日総会でお話ししましたが、告示文は、面積が1アール未満であっても以上であっても区別せずに、全て当該農地の面積で表記することにしました。以上で説明を終わります。

議 長 事務局からから説明がございましたが、担当地区の農業委員から特段に補足があればお願いします。

議 長 石飛忠宏農業委員さん。

石飛忠宏委員 議席番号12番の石飛です。補足ですが、20ページの受付番号21番について、全部で1108㎡あるのですが、1年前に申請があり、書類不備で断っています。その後、2回目の申請もあったのですが、次も書類不備で断っています。3回目ようやく、しょうがないかなということで、出しています。というのも取得希望者の方は、住所はここにあるのですが、ここには住んでおられない。大田市に住んでおられて、「何年かかけて、リフォームしながら畑を耕作していきたい。」ということです。62ページの写真の右側にセメントを流す車が写っているように、無断転用を疑われる等怖い気持ちがありまして、2度ほど申請を見合してもらったところです。この度3度目の書類の提出がありました。申請書の一部を読んでもいただけますか。

和泉主事 付け加えていただいたところを3点ほど読み上げます。1番取得希望者は、申出人の旧住宅を購入して令和3年9月28日に転入して住いのリフォームを進めており、令和5年3月末をめどに完成し、入居後は、1年のうち半数以上の居住を見込んでいます。2番が農地を取得後は、営農意欲を持って耕作し、管理不良によって周辺からの苦情があった場合には、真摯に対応する。3番が石飛農業委員の記載事項ですが、農業委員として、広大な農地であるため、無断転用等に気をつけていただき、耕作放棄地にならないように草刈りなど最低限の保全管理を行い農地として最良の活用をしていただきたいと思います。以上です。

石飛忠宏委員 という事で書いてもらっていますので、周りに迷惑をかけないということで、申請を出していただいていますので、みなさまよろしく願いいたします。以上です。

議 長 はい。ありがとうございました。他にどなたか、ございませんか。

議 長 それでは、議題となっています議第166号のうち、1件が農業委員関与案件となります。そのうち、23番若槻博美委員の関与案件が、18ページの受付番号9番の1件、となります。それでは、23番若槻博美委員の関与

案件 1 件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、2 3 番若槻博美委員が除斥となります。

議 長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第 1 6 6 号のうち 2 3 番若槻博美委員の関与案件 1 件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、2 3 番若槻博美委員の関与案件 1 件を承認します。ここで若槻委員の除斥を解除いたします。

議 長 続きまして、議第 1 6 6 号のうち、先ほどの先議案件 1 件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

今岡農業委員 議席番号 1 8 番今岡です。個別の案件ではなく、別段面積の考え方はだいたいわかりましたが、議案の 1 6 ページの資料については、どういった意味の資料ですか。

藤原事務局長 この資料については、別段面積の考え方を説明するための資料で、参考につけさせていただいています。

今岡委員 資料の下から 3 行目に「最小の面積を 1 アールとする。」という表記になっているが。

藤原事務局長 この資料は以前から付けているものですが、制度的にも 1 アールに限ったものではありませんので、この記述は今後なくなるとお考えいただきたいと思います。

今岡委員 もう一つお聞かせいただきたいのですが、以前の総会で農地法の改正で、下限面積の考え方がなくなると聞いたが。

藤原事務局長 農地法の改正によりまして、一般的に 5 0 a とされている農地の下限面積がなくなるというお話をさせていただきました。法律は改正されていますが、施行が来年の 4 月か 5 月になるのではないかと思います。詳細につきましては、国が詰めを行っているところです。下限面積の考え方がなくなると下限

面積の考え方もなくなると思います。一方で、3条の取引において、どんな内容であってもはいはいという方向で許可するのか、しっかり計画を聞いた中で許可していくのかわかりませんが、転用目的に取得することのないよう何らかのチェック、または誓約書の提出を求める形になるのか事務局では話をしているのですが、取り扱いがはっきりしないということがあって、場合によっては、農業委員会ごとに定める形になるかもしれませんし、その辺りははっきりしたところで、取り扱いを皆様方にご相談させていただきたいと思います。

今岡委員 わかりました。

議 長 他にご質問、ご意見はありませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第166号のうち、先議案件1件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第166号のうち、先議案件1件を除くすべての案件について承認します。

議 長 次に、議第167号相続税の納税猶予の適格者証明申請の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

山田次長 それでは、議第167号相続税の納税猶予の適格者証明申請について、説明します。それでは議案24ページをご覧ください。

この制度は、相続によって取得された農地の全部又は一部について、今後引き続き農業経営を行うということで、税務署に申告をし、相続税の納税の猶予を受けるものです。申告書には、相続人が相続税納税猶予の適格がある旨を証するとして、農業委員会による証明書の添付が必要になっています。なお、納税猶予の適用を受けるためには、自らが営農する場合又は利用権等によって貸付けられる農地も適用になりますが、農地としての利用を终身継続することが条件になっています。

個別の案件について、説明します。被相続人の農地を、相続人が相続し、今後も農業を続けるため、利用権を設定し、相続税の納税猶予の適用を受けたいということで適格証明の申出がありました。案内図を右側に示しております。申請場所は XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 大津町の田2筆

で、面積合計3,361㎡です。現状につきましては、7月11日に遊木農業委員と事務局職員で現地調査を行い、農地として使用されていることを確認いたしました。農業経営については、5月25日の第22回総会で「議第145号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について」において、耕作者と利用権設定する旨、承認をいただいております。相続人は、利用権を設定する事により、今後も引き続き農業経営を行うものと認められるため、相続税の納税猶予の適格者であると考えます。説明は以上です。

議 長 遊木農業委員さん、補足はございますか。

遊木農業委員 議席番号24番の遊木です。先ほど事務局から説明がありましたが、7月11日に事務局と私で現地確認を行いました。現地は、作付も行われており、先ほど説明されたとおりだと確認をいたしました。以上です。

議 長 担当農業委員及び事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第167号相続税の納税猶予の適格者証明申請の決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第167号相続税の納税猶予の適格者証明申請の決定について、を承認いたします。

議 長 予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後2時40分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

藤原事務局長、山田次長、吉川主任、高橋副主任、後藤主事、和泉主事、

高木行政専門員

農業振興課

農地利用調整係 河井係長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

署名委員

署名委員
